

第 2 次
胎内市行政改革大綱
実施計画

平成 2 4 年 1 0 月

胎 内 市

目 次

I はじめに

1 趣旨 -----	1
2 実施期間 -----	1
3 進行管理 -----	1

II 実施計画

1 市民の視点に立った行政運営の推進	
(1) 情報公開、情報提供の推進 -----	2
(2) 市民の参画と協働 -----	3
(3) ボランティア団体、NPO等の育成支援 -----	3
(4) 多様な担い手の活用 -----	4
2 健全で効率的な財政基盤の確立	
(1) 健全な財政運営 -----	5
(2) 定員の適正化 -----	6
(3) 職員給与の適正化 -----	7
(4) 公営企業等の経営健全化 -----	7
(5) 第三セクターの経営合理化・効率化の推進 -----	8
3 効率的で質の高い執行体制の整備	
(1) 組織・機構の見直し -----	9
(2) 職員の意識改革 -----	9
(3) 効率的な事務・事業の推進 -----	10
(4) 情報管理の安心・安全の推進 -----	10

I はじめに

1 趣旨

胎内市では、これまで効率的な行政運営に取り組んできましたが、市民ニーズの高度化・多様化など社会情勢が大きく変化する中で、改めて行政サービスの向上と効率的・効果的な行政運営システムを確立する指針として「胎内市行政改革大綱」を平成19年2月に、またそれに引き続き、「第2次胎内市行政改革大綱」を平成24年2月に策定しました。

本計画はこの第2次行政改革大綱の目指す方向性と取り組みの重点事項に基づいて、行政改革を一層推進するため、具体的な取り組みの指針として「第2次行政改革大綱実施計画」を策定します。

2 実施期間

第2次行政改革大綱実施計画の実施期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

3 進行管理

実施計画に関しては、毎年点検を行うと共に、進行管理を常に把握し、進捗状況及び成果に関して、平成26年度に中間報告、平成28年度に最終報告を広報・ホームページ等にてお知らせして参ります。

II 実施計画

1 市民の視点に立った行政運営の推進

(1) 情報公開、情報提供の推進

信頼される行政の確立と相互理解のためには、市の行財政情報を市民との間で共有することが必要です。

そのため、ホームページや広報等の情報通信手段を活用し、行政情報を市民にわかりやすく公開し、説明責任の徹底を図ります。

【具体的な取組項目】

①情報公開の推進

市民が、必要な情報をわかりやすく入手できるよう、環境の整備を図り、情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たします。

実施項目	担当課	内 容	H24	H25	H26	H27	H28
ホームページのリニューアル	総務課	市ホームページの更なる使い易さを追及するため、市民モニターや市民ワークショップ(※1)を活用し分かりやすい情報発信に取り組む	検討	実施	⇒	⇒	⇒
情報公開コーナーの設置	総務課	市の情報を一元的に集約した場所を設置する	検討	実施	⇒	⇒	⇒
情報発信の推進	総務課	適切な情報活用の研修を行い、自治会等との連携を図るなど、職員の積極的な情報発信と利活用を啓発する	研修	⇒	⇒	⇒	⇒

②広報・広聴の推進

効率的な広報による情報発信に努めるとともに、市民ワークショップや市長への手紙などをはじめとする広聴制度を活用し、より透明性の高い行政運営を推進します。

実施項目	担当課	内 容	H24	H25	H26	H27	H28
広報の充実	総務課	広報モニターを活用しながら広報を充実させる	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
広聴制度の推進	総務課	広聴制度の先進事例を調査・研究し、当市に合った広聴制度を構築する	検討	⇒	実施	⇒	⇒

(2) 市民の参画と協働

市民と行政が地域課題等の解決や活力あるまちづくりを行うためには、市民がまちづくりに主体的に参画できる機会が確保されていることが重要です。

市民と行政がそれぞれ尊重し合いながら、良きパートナーとして知恵を出し合い、役割と責任を分担してまちづくりに取り組んでいく協働の仕組みづくりや環境づくりを進めます。

【具体的な取組項目】

①協働による地域づくりの推進

市民と行政が、お互いの役割と責任を分担し、対等の立場で連携して行う地域づくりに積極的に参画できるよう環境を整備します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
計画策定における市民の参画	全課	各種計画等の策定時には市民ワークショップ・市民委員会等を活用する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

②地域自治組織との連携

機能的で柔軟な市政を運営していくためには、地域との連携と協力が不可欠です。このことから、自治会等が自主的に実施する様々な地域の活動や、地域が抱える課題を解決するための取り組みを支援します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
合併振興基金運用益活用事業補助金	総合政策課	各自治会・団体活動を支援する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) ボランティア団体、NPO等の育成支援

市民活動団体と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、社会貢献活動を行うボランティア団体やNPO等の育成や活動の活性化に向けた環境整備を行います。

【具体的な取組項目】

①団体等の育成

活力あるまちづくりは人づくりが基本であり、まちづくりを実践するボランティア団体やNPO等の育成・支援を図り、組織の自立を促します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
研修会・講習会の開催	総合政策課	ボランティア・NPO向けの研修・講習会を開催する	検討	実施	⇒	⇒	⇒
外郭団体の自立支援	全課	外郭団体について検証し、自立できるよう補助金・事務の見直しをする	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

②協働による取り組みのための環境整備

ボランティア団体やNPO等の支援のため、サポート機能の充実により、効果的な情報の提供等を図ります。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
支援事業等の 情報提供	総合政 策課	ボランティア団体・ NPO団体へ有益な 情報提供をする	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 多様な担い手の活用

現在実施している行政サービスのうち、多様な主体が担うことにより、更に効率的で質の向上が図られる分野や事業について検討し、行政の役割や責任を見極めたいうで、指定管理者制度の推進や民間委託を導入します。

【具体的な取組項目】

①指定管理者制度の推進

市民、利用者が利用しやすい運営方式や事業内容の充実など、サービスの向上を図り、更に効率的・効果的な管理運営のため、指定管理者制度を積極的に推進します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
公の施設に関 して指定管理 者による運営 の推進	全課	各課所管施設の指定 管理を推進する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

②民間委託の導入

コストの削減、サービスの質の向上を図る観点から、特に民間と競合している業務については、有効性を検証しながら民間委託を導入します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
民間委託の導 入	全課	各課所管事務の業務 委託等	検討	実施	⇒	⇒	⇒

2 健全で効率的な財政基盤の確立

(1) 健全な財政運営

社会経済動向等を的確に見極めながら、限られた財源の中で、効率的、効果的に事業を実施し、堅実な財政運営を推進します。

【具体的な取組項目】

①収入の確保

自主財源の確保として、税・公共料金については、国・県の関係機関と連携をとりながら収納率の維持向上に努め、新たな未納者を出さぬよう引き続き収入確保対策の強化と収納環境の整備を図ります。一方、市有財産の利活用等を再検討しながら、新たな収入の確保に取り組みます。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
収入確保対策の強化	税務課	関係機関と連携し収納率の維持向上を図る	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
収納環境の整備	税務課	コンビニ収納をはじめとする新たな納付方法の活用や、特別徴収の拡大を図る	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
遊休財産の利活用	全課	遊休財産に関して売却・貸付等利活用する	検討	⇒	実施	⇒	⇒

②支出の抑制

経費全般については事業の必要性、緊急性、投資効果などの見直しを行い合理化を図ります。

また、新市建設計画(※2)の事業実施にあたっては、社会経済情勢や財政状況を踏まえ、緊急性、重要性、必要性、維持管理も含めた全体的な費用対効果等を考慮します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
概算要求基準に基づく予算編成	全課	あらかじめ、要求の上限額を定め、予算要求を行ってほしい、歳出の無制限な増大を抑制する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
各種計画の遂行	全課	財政健全化計画にのっとり各課の計画を執行する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

③財政計画の適正管理

平成23年度から27年度までの5カ年にわたる本市の財政運営の指針として作成された「胎内市財政健全化計画」に基づき適正な管理を行うとともに同計画の見直しを適宜行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
胎内市財政健全化計画	財政課	健全化計画の進捗状況の確認と計画の見直しを行う	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

④公の施設の適正管理

公の施設については、利用実態の検証を行い、施設の統廃合や管理運営体制を見直すなど、適正な管理を行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
各施設の管理	全課	所管施設の見直しを行う	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 定員の適正化

厳しさを増す財政状況を踏まえ、事務処理システムの改善、民間委託や指定管理者制度の積極的な活用等、平成23年4月策定の「胎内市定員適正化計画」に基づき、行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら、定員の適正管理を行います。

【具体的な取組項目】

①適正な定員管理の推進

事務・事業の見直し、業務の民間委託などを進め、組織・機構の見直しとともに適正な定員管理を行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
窓口改革	窓口担当課	窓口業務の委託等を検討し進める	検討	実施	⇒	⇒	⇒

②適正な職員配置の推進

業務量に応じた効率的かつ効果的な職員配置を進めるとともに、業務量の平準化を図るため、業務量・係の構成の見直しを行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
業務量ヒアリング	総務課	各課から業務量の聴き取り調査を行い適正な人員配置を行う	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) 職員給与の適正化

職員給与については、行政改革推進法で「民間給与水準の的確な反映及び手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めること」とされており、国家公務員の給与制度に準じた給与制度の適正な運用を行い、県や他市の動向を見極め、必要に応じて見直しを行います。

【具体的な取組項目】

①給与の適正化

職員の給与については、常に適正に運用・公表するとともに、職員の能力・実績を重視した人事評価制度の導入に向けて調査研究を行います。職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、他市町村との均衡も考慮して引き続き適正化を図ります。

②各種手当での見直し

各種手当の現況について再点検を行い、適正な支給を行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
他市町村や民間との比較	総務課	各種統計調査を活用し適正化を図る	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 公営企業等の経営健全化

公営企業等については、独立採算制の会計原則に基づき、中長期的な視点に立って経営の健全化に取り組みます。

【具体的な取組項目】

①企業会計等の経営健全化

公営企業等については、独立採算の原則により受益者が負担する使用料等を中心に経営することが基本ですが、公共性の観点から一般会計からの繰り出しの形で賄っている部分もあります。この繰り出しが一般会計に大きな影響を与えている面もあり、これらの公営企業等についても中長期的な視点に立って事務・事業の見直しや、民間委託等の推進により、更に経営健全化を図ります。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
企業会計等の経営健全化	商工観光課・農林水産課・上下水道課	財政健全化計画に基づき、各課所管の企業会計等について更なる経営健全化を進める <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業 ・水道事業 ・工業用水事業 ・農業集落排水事業 ・簡易水道事業 ・観光事業 ・地域産業振興事業 	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(5) 第三セクターの経営合理化・効率化の推進

第三セクターは、その時代の要請を受けて設立され、市の行政施策と連携しながら、公共福祉の向上、雇用の創出あるいは地域活性化など幅広く地域に貢献してきました。しかしながら、指定管理者制度の創設や経済環境の変化により、そのあり方も改革が求められています。このため、各法人の経営状況を検証し改善指導を行い、一層の経営合理化・効率化を進めます。

【具体的な取組項目】

①効率的な経営体制の整備及び監査体制の強化

市の出資する第三セクターは、各施設で管理運営を行ってきましたが、管理経費の節減、より効果的事業運営、機能強化が可能かを検証し、効率的な経営体制の整備を行います。

また、監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえた経営改善により、市民に対して積極的な情報公開を進めます。

②事業・組織形態の見直し

行政評価の視点で見直しを行い、その結果、事業の必要性が低下しているもの、あるいは公的関与の必要性が薄れているものについては、統廃合を含めた検討を行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
第三セクターの見直し	商工観光課・農林水産課・地域整備課	関係する第三セクターの経営の合理化及び監査体制を強化し、あるべき姿に誘導を図る ・(株)荒川マリーナ ・新潟製粉(株) ・新潟フルーツパーク(株) ・胎内高原ハウス(株) ・(株)胎内リゾート	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3 効率的で質の高い執行体制の整備

(1) 組織・機構の見直し

職員数を削減し、定員の適正化を図るためには、簡素で効率的な組織・機構の構築が必要です。

そのため、新たな行政課題や市民ニーズに対応し、市民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい組織・機構に向けた見直しを行います。

【具体的な取組項目】

①市民ニーズに対応できる執行体制の整備

市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構を目指し、組織内の見直しなど、新たな行政課題に対応するため、より組織・機構の連携を図れる柔軟な執行体制となるよう、定期的に見直しを行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
組織機構の改革に当たって委員会の設置	総務課 ・総合政策課	委員会の設置により組織機構の定期的な見直しを行う	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

②出先機関のあり方を見直し

出先機関等については、より簡素で効率的な組織体制となるよう、見直しを図ります。

(2) 職員の意識改革

市民ニーズの多様化や国・県からの権限移譲などにより業務が増大する傾向にあります。

職員一人ひとりが、この厳しい現状を十分認識し、市民との協働やコスト意識などの視点とともに、高い倫理観と問題意識を常に持ちながら業務を遂行するために職員の意識改革を推進します。

【具体的な取組項目】

①職員研修の充実

職員一人ひとりの行政運営に対する意識を高め、職員個々の能力開発やレベルアップが必要です。そのため既存の研修制度に加え、職員自らが取り組む研修等に対しても積極的に支援し、職員の士気高揚を図ります。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
職場研修	総務課	職場研修を活性化する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
職場外研修	総務課	外部機関による研修へ参加する	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

②行政サービスの向上

市民の視点に立った行政サービスの向上を進めていくため、職員の接遇マナーの向上や地域活動への参加を促し、市民ニーズに対応します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
接遇マナーの講習会	総務課	窓口業務の向上を進める	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

③人事交流制度の活用

職員の幅広い見識を高めるため、他の地方自治体や民間事業所等への職員派遣などを行います。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
新潟県との人事交流	総務課	新潟県との人事交流	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

④法令遵守の強化

市民からの信頼を得るため、法令遵守（コンプライアンス）の強化に取り組みます。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
法令遵守研修	総務課	法令遵守研修	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) 効率的な事務・事業の推進

行政運営は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが基本であり、行政サービスの質の向上を図るため、事務・事業の整理統合、効率化及び迅速化等の見直しを絶えず行います。

【具体的な取組項目】

①内部評価の実施

内部評価の制度を高め、事務・事業について常に妥当性、成果を検証します。

②外部評価の実施

透明性の確保と市民の視点から事務・事業を評価するため、行政改革推進委員による外部評価を引き続き実施します。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
施策評価	総合政策課	施策評価を実施し、総合計画の目標を達成できるようにする	試行	実施	⇒	⇒	⇒

(4) 情報管理の安心・安全の推進

市民の負託に応えるべく、危機管理のための体制整備を図り、常に市民に信頼される市政運営を行います。

また、行政改革の推進及び行政サービスの向上を目指し、行政情報のネットワーク化が拡大されてきていることから、危機管理意識の向上と体制の強化を図ります。

【具体的な取組項目】

①危機管理意識の向上と体制の強化

市民の個人情報や行政情報の保護・管理の重要性を職員一人ひとりが認識し、危機管理意識の向上を図るとともに、体制を強化し、情報の取り扱いに関する安心・安全（セキュリティ）の向上を図ります。

実施項目	担当課	内容	H24	H25	H26	H27	H28
情報セキュリティ講座	総務課	情報セキュリティ研修	検討	実施	⇒	⇒	⇒

【用語解説】

P2

※1 市民ワークショップ

あるテーマのもと、進行役が参加者から意見を出してもらい方向性を見出していく集会。意見交換会のようなもの。

P5

※2 新市建設計画

合併時に「市町村合併の特例に関する法律」第5条に基づき、「合併後の新しいまちづくりの基本方針」、「その基本方針を実現するための主要事業」、「合併後の一定期間の財政計画」などについて、新市が進んでいく方向性を示した計画が「新市建設計画」です。